

#### ●定款変更に関する注意点

続いて定款変更についてご説明する。医政局長通知には、この4月1日以後に設立認可の申請をする医療法人の定款例(別添1)と寄附行為例(別添2)が添付されている。これらは、今回の医療法と政省令改正を詳しく反映した、定款と寄附行為のニューモデルである。

既存の医療法人に関しては別添3から8のいずれかにしたがっていただくわけだが、このうちの別添3が特分の定めのある社団医療法人の定款例である。その冒頭「定款作成上の注意」に、文中の一重下線がしいてある箇所は「改正法の施行に伴い改正前のモデル定款の変更が必要な部分であり、施行日から1年以内に定款変更の認可申請(届出を含む)をしなければならない」とある。

つまり、従前のモデル定款と改正法の内容とで齟齬が生じる部分があるため、モデル定款とおりの定款については変更が必要であり、来年3月末までに各都道府県に申請していただく必要があるというのが一重下線の箇所である。

次に、二重下線がしいてある箇所は、「経過措置型医療法人」から新法の医療法人に移行する際に変更していただく部分である。新法の医療法人と「経過措置型医療法人」の違いは、①社員資格喪失時の出資金返還請求権の有無、②解散時残余財産の出資者に対する分配規定の有無(帰属先制限規定の有無)、である。

「経過措置型医療法人」から新法の医療法人への移行に際しては、この、二重下線がしいてある部分の変更が必要であるが、まだ課税関係が整っていないために、この箇所は当面は現在のとおりで構わない。

次の、点線による下線箇所は、旧モデルにはなかった、今回の改正によって新しく規定された事項である。これは、当然、施行後に新設される医療法人の定款には盛り込まれている。

点線による下線箇所には、それとは逆に、旧モデルには書き込まれていたものの改正後には法定根拠がなくなったために削除可能という事項も含まれている。この部分を、点線どおりに変更するか否かは医療法人の判断に委ねる。

別添3において、具体例をあげて説明しよう。一重下線箇所の1つに第4条2項がある。指定管理者となっている医療法人で定款に書き込んでいない、あるいは書き込んだ場所がモデル定款と異なっている法人は、ここに、附帯業務として書き込んでいただく。

次に、二重下線箇所の例であるが、第8条の次に「(削除)」とある。これは、旧モデルにおいて社員資格を喪失した者に出資金の返還請求権を認めている条項であり、「経過措置型医療法人」から新法の医療法人に移行するときに削除していただくことになる。

したがって、「経過措置型医療法人」においては、

ることなく、このままにしておいて構わない。課税関係が明確になり、それにかかわる通知が出た段階で移行を検討していただければ結構である。

さらに、点線箇所の例であるが、第18条5に「理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。」とある。これは旧モデルにはない条項で、今回の改正で法的に整備された1つである。定款変更の際はこの条項を付け加えるか否かは、一応、医療法人側の判断に委ねる。ただし、国としてはできるだけ盛り込まれるよう希望するものである。

一方、現在「常務理事〇名」と書き込んである定款については、過去に認可されているものであることから削除する必要はない。ただし、現在書き込んでいない定款については、元々医療法には規定されていない役職名であることから、今後の変更で新たに書き込もうとすると役員報酬規定の提出を求めるなど詳しい書類確認が行われ、厳しくチェックされることになる。

以上に限らず、改正によるモデル定款の修正は多岐に及んでいる。不明な点は各都道府県に照会していただきたい。

財団医療法人の寄附行為例(別添4)であるが、財団の場合にも新法の医療法人と「経過措置型医療法人」とがあるが、財団医療法人については、「経過措置型医療法人」から新法医療法人への移行に伴う課税が生じない。したがって、できるだけニューモデルの寄附行為に変更していただきたい。